

## Q580. 社員の退職後に懲戒解雇事由が発覚した場合、退職金を不支給にすることはできますか？

就業規則に「懲戒解雇された者には退職金を支給しない。」と定めている会社がありますが、この定め方では、社員の退職後に懲戒解雇事由が発覚したとしても退職金を不支給とすることはできません。なぜなら、既に退職している社員を懲戒解雇することはできないからです。

社員の退職後に懲戒解雇事由が発覚した場合でも退職金を不支給にできるようにするためには、就業規則の退職金不支給条項に「懲戒解雇事由があるとき」と定めておく必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所  
勤務弁護士作成